

# 議案説明

平成18年第2回定例会  
今定例会に上程された議案は次のとおりです。

○議案第49号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものです。

○議案第50号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めるものです。

○議案第51号は、5月29日の条件付き一般競争入札に付した川島小学校屋内運動場改築工事の請負契約を締結するものです。

○議案第52号は、下館地区における路線延長に伴う1路線の廃止及び明野地区における路線の一部廃止に伴う1路線の廃止、合計2路線を廃止するものです。

○議案第53号は、下館地区における開発行為による認定、寄附行為による認定、路線延長による再認定、ふるさと農道整備事業及び河間西部地区道路移管による認定等69路線の認定、明野地区における寄附行為による認定及び路線の一部廃止に伴う再認定等38路線の認定、協和地区における寄附行為による11路線の認定、合計118路線を認定するものです。

○議案第54号は、人事院規則の

改正に伴い、休憩時間を廃止し、休憩時間の基準を改めるための条例改正です。

○議案第55号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の額を改正するものです。

○議案第56号は、合併前の旧4市町の区域ごとに定めていた自治協力員等の報酬を統一し、新たに設置する障害者介護給付等審査会の委員の報酬を定めるための条例改正です。

○議案第57号は、障害者自立支援法の施行に伴い、障害程度区分の審査判定業務を行う審査会を設置するための条例の制定です。

○議案第58号は、茨城県知事の事務の権限移譲に伴い、市が行うこととなる開発行為の許可及び建築等の許可の基準を定めるための条例の制定です。

○議案第59号は、茨城県知事の事務の権限移譲に伴い、市が行うこととなる開発行為の許可、優良宅地造成等の認定、火薬類譲渡・譲受の許可等に係る申請手数料を定めるための条例の改正です。

○議案第60号は、市民プールの廃止に伴う条例の改正です。

○議案第61号は、診療報酬の算定方法を定める厚生労働省告

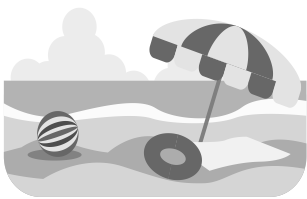
示が変更されたことに伴う引用規定の改正です。

○議案第62号は、一般会計の補正予算で、3億5,918万余円を追加し、総額を357億1,042万余円とするものです。歳出の主なもの、私立保育所施設整備費補助事業2億8,366万余円、消防団活動費1,340万余円、小学校建設事業3,550万余円等です。

○議案第63号は、老人保健特別会計の補正予算で、17年度精算による償還金です。

○議案第64号は、八丁台土地区画整理事業特別会計の補正予算で、国庫補助金内容の配分変更及び財源の振替で、総額に変更はありません。

○議案第65号は、一般会計の補正予算で、1,734万余円を追加し、総額を357億2,777万余円とするものです。これは、障害者自立支援法の制定に伴い、自立支援費システムの構築するためのものです。



## 人事紹介

### 筑西広域市町村圏事務組合 議会議員の補欠選挙

筑西広域市町村圏事務組合議会議員に2名の欠員が生じ、補欠選挙の結果、次の議員が当選されました。

堤 陽二 議員  
吉澤 範夫 議員

### 人権擁護委員の 推薦に同意

人権擁護委員のうち1名が任期満了となるため、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求められ、次の方の推薦に同意しました。

星野 治子（再任）

昭和13年3月17日生  
筑西市向上野209番地

### 教育委員会委員の 任命に同意

筑西市教育委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の方の任命に同意しました。

水越 和夫（新任）

昭和20年1月5日生  
筑西市塚原13番地5

## 筑西市議会議員 定数検討委員会 を設置

今定例会の最終日、議員11名の連署により「議員提出議案第2号 筑西市議会議員定数条例の制定について」が提出されました。この議案は、合併協議会において決められた議員定数34名を次の一般選挙から28名にするものです。

この議案については、提案理由の説明、質疑の後、動議により、22名の委員による「筑西市議会議員定数検討委員会」を設置し、これに付託の上審査することに決まりました。

同日、委員会が開催され、この議案は今後もなお慎重に審査すべきとの意見により、委員会及び本会議において継続審査となりました。

### 筑西市議会議員定数検討委員会

◎小嶋 寛一 ○猪瀬 雄司  
尾木 恵子 小嶋 政男  
仁平 正巳 杉山 善隆  
津田 修 橋本 由成  
枝 修一 三浦 譲  
廣瀬 正男 藤川 寧子  
澤佐 繁雄 櫻井 信志  
小野沢保夫 皆川 容徳  
關 四郎 袖山 信勝  
清水 良 山口幸一郎  
鈴木 聡 渡邊 哲

【◎委員長】 ○副委員長】